# 静岡市一般廃棄物処理基本計画

~「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造~

(抜粋)



令和5年 3月

静岡市

# (3) 基本施策 3 適正な収集運搬・処理体制の整備

ごみ処理事業の大前提は、市民生活に支障が生じないようにごみを適正に処理することです。 そのため適正かつ持続可能な収集運搬・処理体制を整備することは、本市のごみ処理事業の根幹である と言えます。

# 施策1 収集運搬体制の整備 【強化】

#### ① 家庭ごみの収集運搬体制の整備

家庭ごみの収集運搬については、従来どおり本市の処理責任のもと、適正かつ効率的な業務運営を 持続的に行うことができる収集運搬体制の整備を行っていきます。

収集運搬体制の整備に当たっては、静岡市職員適正配置計画のもと、減少していく職員数の状況 に応じ委託化を図るとともに、災害等の緊急時のリスク管理の重要性も含めて、今後の市全体の収集 運搬業務のあり方を十分に検討し、本市の処理責任を担保できる持続可能な運営体制を確保します。

委託化については、廃棄物処理法施行令に規定される委託基準に基づき、安定して継続的な業務 運営の確保を基本的な考え方として、可燃ごみの完全委託化を令和3年度に完了しました。さらに、 不燃・粗大ごみについても令和9年度までに完全委託化を目指します。

また、一時に多量に発生する一般廃棄物(以下「一時多量ごみ」といいます。)については、自らが 運搬、又は収集運搬許可業者が担うこととします。廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物 の収集運搬に関する許可については、一時多量ごみの発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を 上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行い ません。ただし、住民サービスの向上に資すると本市が認める場合は、必要に応じて許可することができ るものとします。

#### ② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方

事業系一般廃棄物の収集運搬は、自らが運搬、又は収集運搬許可業者が担うこととします。

廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、収集された廃棄物が最終的に有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。また、当面の間は現在の収集運搬許可業者の許可区域を維持しますが、段階的に本市全体とするよう検討を進めます。

(許可業者数:49者、許可台数:259台。令和4年4月1日現在)

### ③ 優良事業者(許可業者)制度の活用

本市は、業界団体との協議を重ね、事業者・市民が信頼、安心して業者を選択することができる「静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度」を令和4年1月に創設しました。この制度について、積極的に事業者・市民へ周知し活用を促し、優良認定事業者数の増加を図ることで、事業者等における一般廃棄物の適正処理を促進します。

(令和4年4月1日時点認定事業者数:10事業者)

## ④ (一財)静岡市環境公社の経営基盤の確立

環境公社には、市のパートナーとして家庭ごみを確実に収集するとともに、災害時におけるセーフティーネット機能の発揮が求められます。

環境公社は、永続的にその役割を果たすため、「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」及び前述の「静岡市外郭団体方針書」を踏まえた経営計画に基づき、経営基盤の確立を図ります。市は、その経営計画に基づき、団体の役割が果たされているかを評価し、必要な関与を行い、環境公社とともに市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

## ⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討(再掲)

ごみの収集方法については、ごみの発生状況や収集効率、地域の実情などに加え、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、地方公共団体の責務として規定されたプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に対する取組や、廃棄物分野においても、カーボンニュートラルや循環型社会の構築を強く求められるようになっていることなど、プラスチックの処理について新たな視点での検討が必要です。

このような状況を踏まえ、現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始し、令和7年度までに具体的な方針を示します。併せて、現在、葵区・駿河区(旧静岡市)と清水区(旧清水市)で異なるごみの排出ルールの統一化についても検討します。

## 施策 2 中間処理体制の整備

#### ① 沼上清掃工場の整備

沼上清掃工場は、一般的に焼却施設の耐用年数が20~25年といわれる中、既に稼働開始から 27年(平成7年度稼働開始。令和4年3月時点)が経過しました。

設備の老朽化に伴い増加する維持管理コストを、工場の運転に支障が出ない範囲内で低く抑えながら長寿命化を図るため、長寿命化総合計画に基づき、令和元年度から基幹的設備改良工事に着手し、5年度に完了する予定です。

#### ② 西ケ谷清掃工場の整備

西ケ谷清掃工場は、平成22年4月から本格稼働し、令和2年度に個別施設計画を策定しました。 耐用年数の折り返し時期に差し掛かる事から、令和12年度を目途に、施設の安定的な稼働のため の中規模改修を検討していきます。

## ③ 沼上資源循環センターの整備

沼上資源循環センターは、平成22年4月から稼働しています。今後、令和6年度(稼働後14年) までに長期修繕計画を策定する予定です。

また、令和7年度を目途に、施設の安心・安定・安全な稼働のため中規模改修を検討していきます。

## ④ 効率的な施設の運営

本市中間処理施設については、ごみ量の推移、ごみ処理の維持管理コスト及び技術革新等を踏まえ、随時、適切かつ効率的な施設運営の検討を進めます。特に、し尿処理施設については、施設の老朽化や、し尿や浄化槽汚泥の処理量が年々減少している状況等を勘案し、統廃合を含めた検討を行います。

#### ⑤ 一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可のあり方

廃棄物処理法第7条第6項に基づく一般廃棄物の中間処分業に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設(本市及び中間処分許可業者)の処理能力を上回る見込みがないことから、基本的には新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。

(許可業者数:4者。令和4年4月1日現在)

また、一般廃棄物処理施設の設置については、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物処理 法第8条第1項に基づく設置許可については、事業者による自己処理施設の設置を除き、新たな許 可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用(活用)さ れることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。

(許可施設数:5施設。令和4年4月1日現在)

### ⑥ 清水清掃工場の跡地整備

平成22年2月に稼働を停止した清水清掃工場の跡地では、市民が不燃・粗大ごみ、資源ごみを持ち込む清水ごみ受付センターが稼働しています。今後、(仮称)清水ストックヤードを整備し、新たな清水ごみ受付センターとして運営します。

#### 施策3 最終処分場の整備

本市の最終処分場の残余年数は、令和4年10月時点で約4年程度と見込まれていますが、清掃工場で発生する焼却灰の溶融スラグ化とその利活用や、飛灰処理で使用する消石灰の使用量の適正化などにより、最終処分量の減少による長寿命化を図っており、今後も最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行います。

すでに述べたとおり、本市の最終処分場の残余年数は4年程度と見込まれていることから、新たな最終処分場として沼上最終処分場の背後地へ整備を進めます。

また、新たな最終処分場の埋立年数は、概ね15年程度となることから、今後の本市の廃棄物処理が滞ることがないよう、臨海部・内陸部を含めた最終処分場候補地の選定を進めていきます。

また最終処分場は、埋立終了後も浸出水等の水質が基準に適合するまで長期間浸出水処理施設を稼働し続ける必要があるため、同処理施設の機器設備や水槽等の大規模改修を実施します。

なお、最終処分場の設置については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物処理法第7条第6項に基づく一般廃棄物最終処分業の許可、及び廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物最終処分場の設置については、新たな許可は行いません。

(許可施設数:1施設。令和4年4月1日現在)